

平成26年2月20日

投資主各位

東京都千代田区麹町四丁目1番地  
グローバル・ワン不動産投資法人  
執行役員 北島洋一郎

## 第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成26年3月10日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

第12条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案が有るときは当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定により議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月11日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
都市センターホテル 3階「コスモスホール（I）」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
決 議 事 項  
第1号議案 規約一部変更の件  
議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」（2頁から4頁まで）に記載のとおりです。  
第2号議案 執行役員2名及び監督役員3名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の本投資法人ウェブサイト (<http://www.go-reit.co.jp/>) において掲載させていただきます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社による「運用状況説明会」を実施する予定です。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)(以下、「投信法」といいます。)を改正する法律が国会で可決成立したことに伴い、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるとの規定を新設するものです。また、この規定の新設に係る規約の改正は、投信法の改正の施行日に効力を生じるとの規定を新設するものです。
- (2) その他、本投資法人に適用される法令等との整合性の観点からの変更並びに表現の統一及び定義の明確化を行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所です。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第2条 (目的)            本投資法人は、資産を主として投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含め、以下「投信法」という。）第2条第1項に定める特定資産に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第8条 (投資口の払戻し)             (記載省略)            (新設)</p> <p>第27条 (金銭の分配の方針)            1. 投資主に対する分配は金銭によるものとし、本投資法人は毎決算期後に、原則として以下の各号に定めるところに基づき行う。            (1) (記載省略)            (2) (記載省略)            (3) (記載省略)            (4) (記載省略)  <u>(5) 金銭の分配は、決算期間の途中で新たに発行された投資口に関しては、投信法その他関係法令上認められる限り、役員会の決定により日割配当とすることができる。</u></p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>第2条 (目的)            本投資法人は、資産を主として投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含め、以下「投信法」という。）第2条第1項に定める特定資産 <u>(以下「特定資産」という。)</u> に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第8条 (投資口の払戻し及び自己投資口の取得)  <u>1. (現行のとおり)</u>  <u>2. 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとする。</u></p> <p>第27条 (金銭の分配の方針)            1. 投資主に対する分配は金銭によるものとし、本投資法人は毎決算期後に、原則として以下の各号に定めるところに基づき行う。            (1) (現行のとおり)            (2) (現行のとおり)            (3) (現行のとおり)            (4) (現行のとおり)            (削除)</p> <p>2. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>別添「資産運用の対象及び方針」</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>A. (記載省略)</p> <p>B. その他の投資</p> <p>① 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる各資産に投資することがある。</p> <p>(a) (記載省略)</p> <p>(b) 有価証券(投信法第2条第5項に定義される。)(但し、ここでは不動産関連資産に該当するもの及び株券は除く。)、金銭債権(譲渡性預金証書を含み、これに限られない。)等の資産であって、投信法第2条第1項に定める特定資産(以下「特定資産」という。)に該当するもの(不動産関連資産に該当するもの、株券、次の②及び③並びに下記C. ①(h)のいずれかに該当するものは除く。)</p> <p>(c) (記載省略)</p> <p>② (記載省略)</p> <p>③ (記載省略)</p> <p>C. (記載省略)</p> <p>(2) 投資態度 (記載省略)</p>	<p><u>第41条(改正の効力発生)</u></p> <p><u>第8条第2項の新設に係る改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することを認める投信法の改正の施行日に効力を生じるものとする。</u></p> <p>別添「資産運用の対象及び方針」</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>A. (現行のとおり)</p> <p>B. その他の投資</p> <p>① 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる各資産に投資することがある。</p> <p>(a) (現行のとおり)</p> <p>(b) 有価証券(投信法第2条第5項に定義される。)(但し、ここでは不動産関連資産に該当するもの及び株券は除く。)、金銭債権(譲渡性預金証書を含み、これに限られない。)等の資産であって、投信法第2条第1項に定める特定資産に該当するもの(不動産関連資産に該当するもの、株券、次の②及び③並びに下記C. ①(h)のいずれかに該当するものは除く。)</p> <p>(c) (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>C. (現行のとおり)</p> <p>(2) 投資態度 (現行のとおり)</p>

**第2号議案 執行役員2名及び監督役員3名選任の件**

執行役員全員（2名）及び監督役員全員（3名）は、平成26年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員2名及び監督役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案におきまして、執行役員及び監督役員の任期は、本投資法人規約第15条の定めにより、就任する平成26年4月1日より2年とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成26年1月28日開催の役員会において、監督役員全員一致の決議によっております。

また、投信法及び本投資法人規約第13条の定めにより、監督役員の数は、執行役員の数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

執行役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	
1	きた じま よう いち ろう 北島 洋一郎 (昭和18年8月24日生)	昭和42年4月 平成3年4月 平成7年4月 平成9年4月 平成10年4月 平成13年4月 平成16年1月 平成17年1月	明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 同社 東京第七法人部長 同社 不動産事業部長 明生投資顧問株式会社（現明治安田アセットマネジメント株式会社）取締役 東菱不動産株式会社 取締役 明生不動産管理株式会社 取締役 明治安田ビルマネジメント株式会社 取締役 本投資法人執行役員就任（現職）
2	さい とう とし お 齊藤 利雄 (昭和30年11月29日生)	昭和54年4月 昭和54年4月 昭和61年5月 平成6年1月 平成11年7月 平成11年8月 平成14年11月 平成15年11月 平成16年3月 平成17年7月 平成18年4月 平成18年6月 平成20年4月	森ビル株式会社入社 森ビル建設管理株式会社（現森ビル株式会社）出向 株式会社日本インテリジェントビルシステムズ出向 株式会社インターナショナルデザインイクスチェンジ 監査役 株式会社日本インテリジェントビルシステムズ 企画部長 森ビル開発株式会社（現森トラスト株式会社）入社（森ビル株式会社から森ビル開発株式会社へ転籍） MTファシリティサービス株式会社出向 グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社入社 不動産運用マネジメント部 担当部長 同社 調査部長 同社 不動産運用マネジメント本部 副本部長兼不動産運用第1部長 同社退職 株式会社PMアドバイザーズ設立 取締役社長（現職） 本投資法人執行役員就任（現職）

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴	
3	たて いし のり ふみ 立 石 則 文 (昭和28年9月21日生)	昭和54年4月 昭和54年4月 昭和56年4月 昭和60年6月 昭和60年6月  昭和61年9月 平成6年9月 平成13年3月 平成15年4月	弁護士登録 不二法律事務所所属 小中・外山・細谷法律事務所所属 ハーバード大学ロースクール修士課程修了 デービス・ポーク・ウォードウェル法律事務所所属 アンダーソン・毛利法律事務所所属 東西総合法律事務所設立（現職） 最高裁判所司法研修所教官 本投資法人監督役員就任（現職）
4	にし むら ゆたか 西 村 裕 (昭和33年5月15日生)	昭和57年11月 昭和57年11月 昭和61年9月 昭和62年9月 平成元年12月 平成3年9月  平成5年10月 平成11年8月  平成15年4月	監査法人中央会計事務所勤務 会計士補登録 公認会計士登録 Coopers & Lybrand（シンガポール）出向 中央新光監査法人監査第一部勤務 西村公認会計士事務所（現総合会計事務所マネジメント・サポート）開設（現職） 税理士登録 有限会社マネジメント・サポート（現有限会社マネジメント・サポート）設立 取締役（現職） 本投資法人監督役員就任（現職）
5	い とう のり ゆき 伊 藤 紀 幸 (昭和40年2月11日生)	昭和63年4月  平成3年11月 平成7年5月 平成11年12月  平成13年10月  平成14年11月  平成17年1月 平成17年6月	三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 不動産鑑定士補登録 不動産鑑定士登録 株式会社日本格付研究所入社 チーフアナリスト ムーディーズ・ジャパン株式会社入社 アシスタント・ヴァイス・プレジデント・アナリスト 有限会社不動産投資研究所（現株式会社不動産投資研究所）設立 取締役 株式会社へ組織変更後代表取締役（現職） 本投資法人監督役員就任（現職） Ex・Partners有限会社（現ABC Partners株式会社）設立 取締役

- ・上記執行役員候補者及び監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・各候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。

- ・上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として執行役員の職務執行全般を監督しております。
- ・候補者齊藤利雄は、株式会社PMアドバイザーズの取締役社長を兼務しております。
- ・候補者立石則文は、東西総合法律事務所の代表弁護士を兼務しております。
- ・候補者西村裕は、総合会計事務所マネジメント・サポートの代表者及び有限会社マネジメント・サポートの取締役を兼務しております。
- ・候補者伊藤紀幸は、株式会社不動産投資研究所の代表取締役を兼務しております。

### **その他の参考事項**

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第12条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案及び第2号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

## 投資主総会会場ご案内図

会場： 東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
 都市センターホテル 3階「コスモスホール（I）」  
 電話（03）3265-8211（代表）



- 交通 ○地下鉄 「麹町」駅（有楽町線）半蔵門方面1番出口より徒歩約4分
- 地下鉄 「永田町」駅（南北線）9b番出口より徒歩約3分
- 地下鉄 「永田町」駅（有楽町線・半蔵門線）5番出口より徒歩約4分
- 地下鉄 「赤坂見附」駅（丸ノ内線・銀座線）D出口より徒歩約8分
- JR 「四ツ谷」駅（中央線）麹町口より徒歩約14分
- 都バス 平河町二丁目・都市センター前（新橋駅⇔市ヶ谷駅⇔小滝橋車庫前）

お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。